

乃木像広場管理についての 確認事項

日時:2017/12/21(木)10:00~11:00

担当 西村(記)

2017.12.21

場所:浜松市中区北寺島町617-6 南土木整備事務所 1階 公園課

出席者 仲田 副協議会長、西村総務委員長、  
浜松市 都市整備部 公園課 **奥井 智之(課長)**、新 和明(技監)、竹下 元久(用地グループ長)、  
配布必要者 ・松浦地区協議会長 ・渋谷地区委員長 ・杉山地区副委員長 ・野嶋浜名1団団委員長  
・川瀬地区コミ ・宮崎会計

コメント **太字** 決定事項 **青字** 期限付き重要事項 **赤字**

打合せ項目	打 合 せ 内 容
A)会場借用について	<p>・毎年 利用申請および利用料減免申請 提出により 無料借用とする 尚:浜松市都市計画公園整備プログラム を作成しており <a href="https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/kouen/kouenseibipuroguramu.html">https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/kouen/kouenseibipuroguramu.html</a> 2024年までには 整備事業着手する範囲に入っている (西村注:平成36年 となって居るので、和暦表示を 少なくとも見直す必要あり) ←そもそも 論(公園法)では、「行政財産」である「公園」には「宗教上の構築物」や 「個人の像」を建てることは出来無い。・魚籃観音像 ・乃木大将像は「史跡」 としての 特例であり、他の適地が あれば 移転することになっている (下記 前回打ち合わせ) (<b>奥井課長:申請は 乃木像移転先が見つかるまでと なって居るが 目星はあるか?</b> <b>移転可能なら 移転時に そこそこの移転費を出すことも出来るかもしれない</b> <b>仲田:浜松地区としての保有地は無く、 像の意義からして 山奥には移転できない</b> <b>→懸案として 申し送りする)</b></p>
・会場原状復帰	<p>・前打ち合わせ(2017/3)では(時期は約束できない)が「公園課として、土砂を手に入れ 盛り土後 野芝を張る」で あった ※2017年8月19日 に客土工事は 完了したが 2017/12/21 現在 野芝は張られていない ←客土が 赤土であり、雨で ドロドロになり、乾けば 土が舞う 用地グループとして、野芝を張るには お金がかかり 今年度は予算化していない <b>BSとしての提案:</b> <b>※野芝の種 を 市から 提供いただければ BSの緑化活動として 播種 しても良い</b> <b>→ 市 公園課として 検討する</b> <b>(西村私案: 県連の緑化事業補助金制度を利用することも可能だが、市の回答を待つ)</b></p>
・看板	<p>(公園課談)乃木像および敷地の維持管理を BSが実施して居ることを 明記した看板が 無許可で 立っている ←(西村注:看板を立てる前に どんな物を立てるか 用地グループに見せて欲しい と前回の打ち合わせ で 言われて居たが、 看板が「土地に定置する構築物」 との認識が無く「事前協議」をして居なかった) ※ 乃木像 付近への 立ち入り禁止は (危険防止のためであり)問題無い ※ 乃木広場(ボーイスカウト浜松地区管理地)との文言は A)で 一年限り の 利用として 特例的に 公園法をクリアしている部分を 永久利用許可 と 第三者に誤解を与える恐れがあり まずい ←本来 像維持以外のキャンプ等で公園利用の際は 利用届を毎回出すところを 年間利用計画で 利用許可に代えている <b>公園課 提案</b> <b>看板を 可動式にし、杭に 立てかける等のやり方で 活動中のみ「利用許可証」</b> <b>の代わりに 掲示する やり方に出来無いか</b> <b>→ BSとして 常時掲示では無く 活動中のみ掲示のやり方を検討実施する</b> <b>(西村私案:野芝と同タイミングで実施 ? )</b></p>
・乃木像の今後について	<p><b>2017現在 市公園課 スタッフ および ボーイスカウト浜松地区の関係は良好であり</b> <b>お互い 第三者 および 業務引継者から 利用状況に クレームが付くことの無いよう</b> <b>きちんと 問題無い形で 引き継いでおきたい</b></p>